

出席停止のお知らせ

令和 年 月 日

年 組 氏名
保護者様

大田区立田園調布小学校

校長 本田 幸彦

お子様は、このたび「学校において予防すべき感染症」にかかりましたので、出席停止とします。下記
の出席停止期間の基準を参考にして、主治医から登校してもよいと言われるまで自宅で療養してく
ださい。

この措置は、お子様に充分休養を与え、早く病気を治すためと、他のお子さんへの感染を防ぐため
のものであり、療養期間中は欠席扱いをいたしません。

なお、登校の場合には、右記用紙「出席停止解除願い」を保護者が記入し担任までお届けください。
※ ただし、登校した際にまだ感染の恐れがあると思われる場合には、休養を指示するか、診断書の提
出を求める場合があります。

学校において予防すべき感染症の種類

分 類	病 名	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、 重症急性呼吸器症候群（病原体がペー タコロナウイルス属 SARS コロナ ウイルスによるもの）、痘そう、 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、 ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフ テリア、特定鳥インフルエンザ（感染症の予 防及び感染症の患者に対する医療に関す る法律〔平成十年法律第百四十号〕第六 条第三項第六号に規定する特定インフル エンザ（次号及び第十九条第二項イにお いて同じ）であって、血清亜型が H5N1 及び H7N9 であるもの）、中東呼吸器 症候群、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第 2 種	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症 状が軽快した後 1 日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解 熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日 間の適正な抗菌性物質製剤による治 療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が 発現した後 5 日を経過し、かつ、全 身状態が良好になるまで
	風しん（3 日はしか）	発疹がなくなるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなった後 2 日を経 過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで（医師 の診断による）
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角 結膜炎、急性出血性結膜炎、感染性 胃腸炎（ノロウイルスなど）、溶連 菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、 その他の感染症※下記表示	感染のおそれなくなるまで（医師 の診断による）

※その他の感染症
コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、手足口病、マイコプラズマ感染症、ウイルス性肝炎、
帯状疱疹（ヘルペス）、ヘルパンギーナ、伝染性軟どく腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性
単核症、EB ウイルス感染症、〔 〕
※令和 5 年 4 月 28 日付け文部科学省通知「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行につ
いて」により、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が「第 1 種」から「第 2 種」に変更とな
りました。

出席停止解除願い

大田区立 田園調布小 学校長 様

児童・生徒氏名	年 組 番 氏名
病 名	
療 養 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
受診していた医療機関	医療機関名 電話 （ ）

上記の病気のため、休みましたが、主治医より登校してもよいと言われましたので、出席停
止の解除をお願いします。

令和 年 月 日

保護者氏名

※この用紙は、すべて保護者が記入し、提出していただくものです。